

鴨川市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第52号

鴨川市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

鴨川市福祉タクシー利用助成事業実施要綱（平成17年鴨川市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「と同一の世帯に属する者（18歳以上の重度心身障害者等にあつては、その配偶者に限る。）」を「の配偶者（18歳未満の重度心身障害者等にあつては、その者が属する世帯の全ての世帯員）」に改める。

別表に次のように加える。

株式会社クローバー	鴨川市小湊669番地1
-----------	-------------

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。